

世紀転換期アメリカの入国管理政策 — 『合衆国移民調査委員会報告書』を中心に —

下斗米 秀之

はじめに

世界最大の移民受入国アメリカは、いかにして移民の入国管理を整備したのか。本稿の課題は、ヨーロッパ諸国の出入国管理政策との関係から、世紀転換期アメリカの移民の入国管理政策の特質の一端を明らかにすることにある。

19世紀末のアメリカでは、従来の「自由放任的」な移民政策からの離脱を求める声が次第に大きくなっていった。イギリスやドイツなど北西欧からの「旧移民」に代わって、イタリアやロシア、ポーランドなどの「新移民」が大量にかつ短期間に流入したことによる国内の経済、文化的水準の低下や政治腐敗がその原因とされている。とはいえ、アメリカは常に「自由放任的」な政策を採用していたのではなく、国を取り巻く国際関係や国内世論に応じて移民を規制してきた¹⁾。とくにヨーロッパで伝染病が流行し、人の移動を管理する制度の導入が世界的傾向となった19世紀後半には、アメリカは公衆衛生対策を軸とした入国管理政策を開始した²⁾。ヨーロッパ移民最大の受入先であったアメリカにおいて、入国させる移民選別の実施方法は重要な社会経済的な課題として浮上したのである。

近年の移民史研究では、国家や二国間の関係を越えたより広域な人の移動を分析する、「国際的な人の移動史」という分析枠組が提示されている³⁾。これらの研究は人の移動を掌握・管理する諸制度の形成にも注目している⁴⁾。19世紀後半には、感染症の拡大対策、とくにコレラの世界的流行を背景として検疫制度の国際ルールを形成する試みが行われた⁵⁾。アメリカでは

ヨーロッパ移民の集中した都市部における公衆衛生問題の発生によって公衆衛生局が設立され、伝染病に感染した人々の入国を規制する法律が制定された。こうしたアメリカの入国規制によって、例えばドイツでは政府と汽船会社とが協力してアメリカの港で移民希望者が検査を通過できるように出港地における出国審査を導入した。移民の入国管理はアメリカの国境から移民の送出国へと拡大し、移民検査に関する活動の多くも徐々に海外に移るようになった。世界的に移動規制のメカニズムが厳密なものへと変化する際に、アメリカは中心的な役割を果たしたのである⁶⁾。

先行研究の多くは、エリス島など国内の移民審査に関心を寄せているが、他方でそれが国外の出入国管理政策との関係のもとに構築された審査体制であったという事実を軽視している⁷⁾。また従来の研究は第一次大戦を大きな分岐点と捉えて、パスポート・ビザなど文書による移民規制を強調するもの⁸⁾、こうした転換が19世紀末頃から各国の進めてきた一連の出入国管理改革の結果でもあることを看過しているように思われる。

そこで本稿では、ヨーロッパの移民政策との関係を重視しつつ、各国で出入国に関する法制度が整備される過程と、それを在外アメリカ領事とといった現場の移民審査官がどのように運用していったのか追っていく⁹⁾。ここでは、合衆国移民調査委員会（以下、ディリンガム委員会と略記）の報告書を手掛かりに本稿の課題に接近したい¹⁰⁾。ディリンガム委員会は、新移民をアメリカ社会への同化に不適切な出稼ぎ労働者と規定し、その後の移民をめぐる世論の形成に大きな影響を及ぼした¹¹⁾。しかし、報告書の結論は必ずしも実証的根拠を持つ公正なものではなかったということも良く知られている¹²⁾。そもそもディリンガム委員会は、移民の都市社会や産業社会への影響を主な調査対象としたのであり、「移民の身体的、社会的、文化的性格に基づく否定的な言及をほとんどしなかった」のである¹³⁾。ディリンガム委員会の結論及び勧告に問題が孕んでいるとはいえ、今日でもディリンガム委員会報告書の有用性は減じていない。上野継義が指摘す

るように、報告書の最初の2巻に収められる『アブストラクト』には、移民の排除政策という政治的意図が色濃く出ているのに対して、残りの39巻はそれぞれの調査項目ごとに別個に編集されており、「独自の資料的価値を有す」からである¹⁴⁾。

本稿では第4巻『移住を引き起こすヨーロッパの諸事情』を中心に、ディリンガム委員会がヨーロッパで行った出入国管理に関する研究調査を用いる¹⁵⁾。第4巻はヨーロッパ全般の移住状況を総括した第1部に始まり、次いでイタリア、ロシア、オーストリア・ハンガリー、そしてギリシャの各国別の具体的調査という全5部構成をとっている。ディリンガム委員会の主眼は「新移民」を送出する国々に向けられており、本稿においても東南欧諸国の移民審査が分析の中心となるが、フランスやイギリス、ドイツ等、ヨーロッパの移民受入国にも注目したい。

以下では、第1節において伝染病の流行を契機として制定されたアメリカの出入国管理に関する法律を概観しながら、ディリンガム委員会がヨーロッパで調査を行った背景を確認し、第2節ではディリンガム委員会の調査からヨーロッパ各国の出入国管理制度改革と移民審査におけるアメリカ当局の関与を明らかにする。第3節において在外アメリカ領事ら移民審査の現場での主張を取り上げて、彼らの求めた移民審査のあり方や改善点を検討し、最後にそこから導き出される世紀転換期のアメリカの入国管理政策の特質を明らかにしたい。

第1節 移民の出入国に関する法律の制定 — ヨーロッパ調査の背景 —

はじめにディリンガム委員会のメンバーとその活動内容を確認しておく。ディリンガム委員会は、委員長ディリンガムをはじめ、上院議員のロッジ (Henry Cabot Lodge : 共和, MA)、ラティマー¹⁶⁾ (Asbury C. Latimer : 民主, SC)、下院議員のハウエル (Benjamin F. Howell : 共和, NJ)、ベ

ネット（William S. Bennet：共和、NY）、バーネット（John L. Burnett：民主、AL）、そして連邦労働問題コミッショナーのニール（Charles P. Neill）、コーネル大学経済学者のジェンクス（Jeremiah W. Jenks）、そして共和党の保守的指導者ホイラー（William R. Wheeler）から構成された。また委員会の事務には、ロッジ推薦のクレイン（Morton E. Crane）が選ばれ、その構成には移民制限を推進させようとする政治的意図が反映された¹⁷⁾。1907年から1911年までの4年間にわたる調査の結果は、全41巻に及ぶ膨大な報告書として纏められ、その内容はヨーロッパにおける出移民の背景にはじまり、主要産業における移民の就業状況、主要都市における居住や就学の状況、救貧院・病院・矯正施設への収容状況など、多岐に渡る。

ディリンガム委員会は1907年5月にヨーロッパ諸国の首都や主要な出発港を訪問し、外国政府当局やアメリカの外交官、領事館職員等から情報を収集した。さらにアメリカ移民帰化局の未公開報告書を活用しながら、各国の出国管理制度に関する研究を進めた¹⁸⁾。ディリンガム委員会は、ヨーロッパにおける調査の目的を以下のように説明する。すなわち、「アメリカへの移民の主要な送出国の状況を研究する際に、ディリンガム委員会はそうした諸外国とアメリカとの間の人口移動を規制・管理する手段として国際協定の実現可能性を検討していた。…人口移動の管理、特に犯罪者やその他好ましからぬ者の移住を防ぐためのヨーロッパ諸政府との協定は実現可能な範囲内にある¹⁹⁾」。ディリンガム委員会は、ヨーロッパでの調査を通じて人口移動を管理、規制する手段を模索していたのである。

19世紀末以降のアメリカにおいて、移民の入国管理が強化された過程は次のようであった。はじめて国境線上での移民管理に関する連邦法（ページ法）が制定されたのは1875年である。同法では、1862年の法律で規定された苦力労働者の入国禁止を確認し、売春婦や自国において政治犯以外の重罪を犯した者を新たに入国拒否の対象とした。これを皮切りに、1882年

移民法では50セントの入国税を導入したほか、「犯罪者、精神異常者 (lunatic)、精神遅滞者 (idiot)、公共の負担になる恐れのある者」を入国拒否事由に追加した。同法では財務長官が移民行政担当官になり、それまでの州政府による入国管理業務を連邦政府が受け継いだ²⁰⁾。同法は、連邦政府による包括的な移民行政の第1歩となる「最初の移民総合立法」であった²¹⁾。1885年契約労働法では、外国人労働者に対する渡航費などの前渡しや立替えを禁じ、同法に違反して外国人を雇用した雇用主に罰金刑を課すとした²²⁾。また1888年には恒久的な退去強制法が制定され、外国人の入国拒否も含めて退去強制手続は一段と強化された²³⁾。つづく1891年移民法では、アメリカの港に到着する移民に対して合衆国病院海員局の医師による審査が行われ、新たに精神病患者 (insane)、貧困者、危険な伝染病患者、重罪または破廉恥罪または不道徳な罪を犯した者、一夫多妻主義者の入国を禁止した²⁴⁾。これにより不法に入国しようとする外国人は汽船会社の負担において連れ戻すことになり、同法はアメリカの港における体系的な移民審査の始まりを特徴づけることとなった²⁵⁾。

またこの時期、ヨーロッパにおける伝染病や感染症、黄熱病の流行への対応から、アメリカの公衆衛生は飛躍的に進歩した。連邦公衆衛生サービス局²⁶⁾が公衆衛生活動の担い手となって、伝染病疾患の予防に力を注いだ²⁷⁾。なかでも1893年合衆国検疫法の制定は重要である。なぜなら同法によってアメリカ領事には検疫官として外国で移民審査を行う権限が与えられ、ヨーロッパの移民審査にアメリカ当局が直接関わることになったからである²⁸⁾。とくにナポリやパレルモ、メッシーナではイタリア政府と汽船会社の同意のうえ、合衆国検疫法の管轄下で医師による審査が行われていた。そこで医師たちは健康状態から入国を拒否されると考えられた者たちに出国を辞めるよう勧告したのである。一方でベルギーのように移民管理にアメリカ当局の関与を一切認めない国もあり、ヨーロッパには様々な審査形態が混在していたが、それでもディリンガム委員会によれば「程度の

差はあれ、アメリカ領事館員は移民審査において重要な役割を果たしていた」のである²⁹⁾。

ディリンガム委員会によれば、アメリカが国外の移民審査の必要性を強く認識するようになったのには、以下の2つの出来事があった。第1に1897年に合衆国公衆衛生局・海員病院局がトラコーマを1891年移民法で規定された「危険な接触伝染性の」病気に分類したこと、そして第2に1903年移民法によって忌わしい危険な伝染病患者をアメリカに連れてきた汽船会社に一人当たり100ドルの罰金を課したこと、である³⁰⁾。19世紀末頃から移民の集中する学校や地域でトラコーマが蔓延したことによって住民の健康は著しく損なわれていた。そうした状況を見かねて、ボストンのある眼科医は「移民の深刻なトラコーマをなくすために、彼らを来た所へ戻すことは適切な判断であり、十分な理由になると思う。こうした患者の大部分はアメリカに到着後、たった数か月のうちに機能不全となり公的負担となる」と危機感を表した³¹⁾。また罰則強化により汽船会社は、これまで以上に出発港における船客の選別に気を遣うようになった。

こうした政策の結果として、移民審査において伝染病患者を発見する機能は格段に高まった。表1によれば、トラコーマを危険な伝染病に指定した1897年から1898年にかけて入国を拒否された外国人は87.4%増加している³²⁾。それでも全体的にみるとアメリカにおいて医学的事由から入国を拒否される人の割合は低く抑えられている³³⁾。また1903年法の効果についてディリンガム委員会は、汽船会社が病気の移民を連れてきたことにより支払った年間の罰金の額³⁴⁾を示して、「忌わしい伝染病を理由に入国を拒否される外国人の総数に比べて各年の罰金の総額は決して高いものではない…この点について明らかなのは、外国の諸港において病気の移民の出航を非常に効果的に防止している、ということである³⁵⁾」と高く評価する。

1892年から1910年にかけて入国を拒否された移民の数は、入国者総数の僅か1%から2%であったが、その背景にはヨーロッパ諸政府による出国

防止措置が大きく影響していた。次節では、アメリカに影響を与えたヨーロッパ諸国の移民審査がどのように運用されていたのか、とりわけ在外アメリカ領事の役割に注目しつつ明らかにする。

表1 アメリカの港における入国拒否数の推移とその理由

| 年 | 移民入国者数 (A) | 入国拒否理由 | | | | | | | | 入国拒否者数合計 (B) | (A) / (B) ×100 | | |
|------|------------|--------|-------|---------------|-------|--------------------|-------|--------|-------|--------------|----------------|---------|------|
| | | 伝染病 | | その他の肉体的・精神的疾患 | | 貧困者もしくは公的負担になりそうな者 | | 契約労働者 | | | | その他 | |
| 1892 | 579,663 | 80 | 3.7% | 21 | 1.0% | 1,002 | 46.3% | 932 | 43.1% | 129 | 6.0% | 2,164 | 0.4% |
| 1893 | 439,730 | 81 | 7.7% | 11 | 1.0% | 431 | 40.9% | 518 | 49.2% | 12 | 1.1% | 1,053 | 0.2% |
| 1894 | 285,631 | 15 | 1.1% | 9 | 0.6% | 802 | 57.7% | 553 | 39.8% | 10 | 0.7% | 1,389 | 0.5% |
| 1895 | 258,536 | | 0.0% | 6 | 0.2% | 1,714 | 70.9% | 694 | 28.7% | 5 | 0.2% | 2,419 | 0.9% |
| 1896 | 343,267 | 2 | 0.1% | 11 | 0.4% | 2,010 | 71.8% | 776 | 27.7% | | 0.0% | 2,799 | 0.8% |
| 1897 | 230,832 | 1 | 0.1% | 7 | 0.4% | 1,277 | 79.0% | 328 | 20.3% | 4 | 0.2% | 1,617 | 0.7% |
| 1898 | 229,299 | 258 | 8.5% | 13 | 0.4% | 2,261 | 74.6% | 417 | 13.8% | 81 | 2.7% | 3,030 | 1.3% |
| 1899 | 311,715 | 348 | 9.2% | 20 | 0.5% | 2,599 | 68.4% | 741 | 19.5% | 90 | 2.4% | 3,798 | 1.2% |
| 1900 | 448,572 | 393 | 9.3% | 33 | 0.8% | 2,974 | 70.0% | 833 | 19.6% | 13 | 0.3% | 4,246 | 0.9% |
| 1901 | 487,918 | 309 | 8.8% | 22 | 0.6% | 2,798 | 79.6% | 327 | 9.3% | 60 | 1.7% | 3,516 | 0.7% |
| 1902 | 648,743 | 709 | 14.3% | 34 | 0.7% | 3,944 | 79.3% | 275 | 5.5% | 12 | 0.2% | 4,974 | 0.8% |
| 1903 | 857,046 | 1,773 | 20.2% | 24 | 0.3% | 5,812 | 66.3% | 1,086 | 12.4% | 74 | 0.8% | 8,769 | 1.0% |
| 1904 | 812,870 | 1,560 | 19.5% | 49 | 0.6% | 4,798 | 60.0% | 1,501 | 18.8% | 86 | 1.1% | 7,994 | 1.0% |
| 1905 | 1,026,499 | 2,198 | 18.5% | 130 | 1.1% | 7,898 | 66.5% | 1,164 | 9.8% | 484 | 4.1% | 11,879 | 1.2% |
| 1906 | 1,100,735 | 2,273 | 18.3% | 231 | 1.9% | 7,069 | 56.9% | 2,314 | 18.6% | 545 | 4.4% | 12,432 | 1.1% |
| 1907 | 1,285,349 | 3,822 | 29.3% | 218 | 1.7% | 6,866 | 52.6% | 1,434 | 11.0% | 724 | 5.5% | 13,064 | 1.0% |
| 1908 | 782,870 | 2,900 | 26.6% | 1,246 | 11.4% | 3,710 | 34.0% | 1,932 | 17.7% | 1,114 | 10.2% | 10,902 | 1.4% |
| 1909 | 751,786 | 2,382 | 22.9% | 726 | 7.0% | 4,402 | 42.3% | 1,172 | 11.3% | 1,729 | 16.6% | 10,411 | 1.4% |
| 1910 | 1,041,570 | 3,123 | 12.9% | 696 | 2.9% | 15,918 | 65.6% | 1,786 | 7.4% | 2,747 | 11.3% | 24,270 | 2.3% |
| 計 | 11,922,631 | 22,227 | 17.0% | 3,507 | 2.7% | 78,285 | 59.9% | 18,783 | 14.4% | 7,919 | 6.1% | 130,726 | 1.1% |

出典：Immigration Commission, Vol.4, pp.71-73より作成。

第2節 ヨーロッパにおける移民審査の実態

2-1 イタリア

19世紀末以降のアメリカへの移民で最も顕著なのは、イタリア人移民である。10年間のアメリカ入国者数を見ると、1870年代には6万人に達しなかったが、80年代に31万人、90年代に65万人、1900年代には200万人へと激増し、第一次世界大戦による中断にもかかわらず1910年代も110万人に

達している³⁶⁾。1900年以降のイタリア人移民は、当時のアメリカへの移民総数の約4分の1を占め、そのうち75%は14歳から44歳までの単身男性であった。1890年代前半までイタリアからの移民は北・中部の出身者が多数を占めており、彼らの多くはフランスやスイス、オーストリア、ドイツといった近隣のヨーロッパ諸国へと向かった。これに対して同時期の南イタリアでは、山間・丘陵地域に居住する人々がもっぱら南北アメリカに移民した³⁷⁾。彼らの移住に重要な役割を果たしたのがアメリカに渡った親族や友人とのネットワークであり、これが新移民に特徴的な「連鎖移住」を可能にしたのである。

ところで、1907年5月18日にボストンを出発したディリンガム委員会メンバーは30日にナポリに到着すると、イタリア人移民を取り巻く環境に関する調査を開始した。6月5日にはラティマー、ベネット、バーネットの3名が移民の出発港メッシーナとパルレモに訪問した。

イタリア北部は、約90万人の農業労働者をヨーロッパ各地に供給していたが、農業を中心とした地域経済は好調であったため、アメリカへの移民は少なかった。そのためミラノのアメリカ領事ダニング（James E. Dunning）は、イタリア北部の農業移民の将来性や潜在能力を見込んで、彼らの組織的なアメリカ誘致をディリンガム委員会に勧めるほどであった。

このため、イタリア人移民のほとんどは南部出身者であった。読み書きの出来ないイタリア南部の移民は「シチリアのチンパンジー」と呼ばれていた³⁸⁾。彼らは、無知で先天的に犯罪者が多く低い生活水準に甘んじた存在として、アメリカへの同化が困難と考えられていたが、ディリンガム委員会はイタリア人の人種的劣性を示す証拠を見つけることは出来なかった。彼らの調査によれば、イタリア南部の移民たちは不運にも貧困地域に居住してただけで、実は極めて勤勉であった。彼らの高い非識字率は教育機会の遅れ、すなわち公教育を受ける機会の欠如にあった。イタリア南部では、原始的な農法による農業以外に雇用先を見つけることは困難であり、

そのため最初の移民は「パンを得るために」、そしてそれに続く者たちは「財産を築くために」アメリカへ渡ったのであった³⁹⁾。また心配された酒の飲み過ぎや犯罪傾向を示す証拠を見出すことも出来ず、ディリンガム委員会はイタリア人移民を「生まれながらに力強く、活力に満ちた、身体持久力のある者」と結論した⁴⁰⁾。

1890年代以降、移民による送金の増大が国際収支の赤字解消に貢献したこともあり、イタリア政府もまた移民を容認する姿勢を明確にするようになった。イタリア政府が問題にしたのは、アメリカの港で入国を拒否される移民の数であった。1899年から1900年の間に1200人以上のイタリア人移民がアメリカの港で入国を拒否された⁴¹⁾。その対応として1901年には、移民がアメリカの港で入国を拒否されることを防止し、さらに移民交易に携わるさまざまな商業的な利害から移民を保護することを目的にパスポート法が制定された。ディリンガム委員会に「アメリカ医療当局が完全に掌握していた」と言わしめるほど、イタリアではアメリカ医療当局による出発港での審査が普及していた。イタリア当局はそれが結果として入国拒否者を減らし、出移民を促進させ、イタリアの利益となると考えられていたためである⁴²⁾。

最大の移民送出港であったナポリでは、イタリア移民委員会と船医の立ち合いのもと、公衆衛生局・海員病院局の医師2名がそれぞれトラコーマと黄癬を診察し、それを通過した者にのみパスポートの審査が行われた。すべての審査に合格し、審査証明書が発行された者に対しても船内では再び船医による身体検査が実施された。なぜなら、代理人を利用して海岸での審査を通過し、その後本人と入れ替わって船内に侵入する不正が横行していたからである⁴³⁾。公衆衛生局員には移民と移民の荷物の除染に関する監督権が与えられ、最終審査の決定権もアメリカ当局の側にあった。審査にかかる費用を受け持った汽船会社は、罰則を課されないためにも常にアメリカの決定に従った。メッシーナにおいても、在外アメリカ領事もしく

は副領事が審査に立ち合い、彼らが出国の是非を決定した⁴⁴⁾。このような厳密な審査を行ってもなお、合法的な手段でパスポートを持つことの出来ない者の中には、「船乗り」になりすます者がいた。船乗りは移民とは見なされず、移民の審査員たちが彼らに注意を向けることはほとんどなかったからである。さらに健康面に不安を抱える者や犯罪歴のある者は、3等船室ではなく審査の対象ではなかった第1・2等船客用の高額な乗船切符を購入するなどして、審査の眼を潜り抜けようとした。

たしかに非合法的な手段でアメリカへの入国を試みる者もいたものの、イタリアの各港ではアメリカ当局による厳密な移民審査が行われていた。とくに1901年以降の法制度改革以降、アメリカへの最大の移民送出国であったイタリアはアメリカ当局に移民選別に関する強大な裁量権を付与し、その結果として到着後に入国を拒否される人の数を減少させたのである。

2-2 ドイツ

移民受入国になっている今日のドイツとは反対に、19世紀のドイツは移民の主要な送出国の1つであった。1830年以降、ドイツ人移民の約9割はアメリカを目指したといわれている⁴⁵⁾。大量移民が起きた背景には、第1に北西ドイツにおける農村社会構造があった。北西ドイツからの移民は、主に農村下層民を中心とする貧民から構成され、貧困や社会的抑圧からの逃げ道として移民を選択したのである。第2に先にアメリカに渡った移民からの手紙や情報、旅費の提供といった移民者間の相互連絡支援網の発展であり、これが連鎖移民を生む土台ともなった⁴⁶⁾。

しかし、ドイツ工業化の進展とともにアメリカへの移民は減少し、反対にドイツは、多くの移民を海外から受け入れる移民受入国へと転換したと同時に、東欧諸国からアメリカへと向かう移民たちの中継地としての役割も担うこととなった。ナポリに次いでアメリカに多くの移民を送り込んでいた港は、ブレーメン、リバプール、ハンブルクであったが、1894年から

1910年の間にドイツの港から外国へ向かった移民の89%にあたる275万2,256人は外国人であり、ドイツ人は11%の38万907人に留まった⁴⁷⁾。ポーランドやロシアなど新移民の多くは、ブレーメンやハンブルクなどのドイツ港湾都市を経由してアメリカを目指したのである。

それまで自由主義的な国境管理政策を採用していたドイツにおいても、1860年代には新移民の増加に伴って移民法改革が行われ、1879年にはロシアから入国する移民に対してパスポートの所持を義務付けた。これはひとつにはロシアの伝染病が原因とされていたが、ロシア帝国内のポーランド移民の流入を規制することにも狙いがあったものとも考えられており、1880年代には東部国境からの移民規制を強化した⁴⁸⁾。1890年頃には工業の順調な発展によってドイツ国内で就労する外国人労働者が増大したが、外国人に対しては、彼らがドイツに永住する移民になることを防止し、ドイツで働く出稼ぎ労働者に留めておく政策が採られた。そのためドイツの移民政策は、ドイツ側の必要に応じていつでも導入と追い出しが可能な外国人労働者の予備軍を形成しておくことが目指され、とくにポーランド人に対しては厳しい対応をとったのである⁴⁹⁾。また当初ポーランド人の統制を目指した法令は、在ドイツ外国人の統制に関する包括的な法律制度へと急速に発展し、滞在の目的、可能な職種、雇い主の選択、滞在期間等々に関する厳しい規制が導入された。ドイツで第一次大戦までに導入された法律制度は、大戦後に他の国によって導入された外国人統制制度のモデルになり、現在の先進国における対外国人の統制の根拠としても存続している⁵⁰⁾。

そうしたなか1892年にコレラが大流行し、ハンブルク港で多くの感染者を出したことによって規制強化は決定的となった。その原因と考えられたのは、急増するドイツ経由でアメリカに向かうロシア人移民であった。このためドイツではロシアから3等船客を国内に連れ込むことが禁止され、ドイツ領を通過する外国人には汽船会社の証明書を国境で提示することを義務付けた⁵¹⁾。これは東欧のユダヤ人を輸送することで利益をあげていた

ドイツ海運業に大きな財政的打撃となった。このためハンブルク＝アメリカ汽船と北ドイツ・ロイド汽船の2社はドイツ政府との交渉の末、政府管轄下で医師審査や旅券、所持金の審査を行う移民管理署（control station, 以下、コントロール・ステーションと表記）の運営を請け負うことになった⁵²⁾。コントロール・ステーションとは、ドイツ・ロシア国境で出入国管理を取り締まるために、海運業界が政府と連携して移民の輸送経路を確保するために作りだした審査制度であった⁵³⁾。ドイツ国境に沿った13の鉄道駅にコントロール・ステーションが設置され、ここでは医療検査と金銭の所持検査など入念な審査が行われた。さらに伝染病を持ち込まないように、シャワーやバス、衣服や荷物の検査や消毒が行われ、船切符、鉄道切符の他に400マルクを所持する移民だけが、自由にドイツを通過することが許可された⁵⁴⁾。こうした厳しい審査を通過した東南欧移民がイギリス、フランス、オランダ、ベルギー、そしてドイツの港湾都市から出航したのである⁵⁵⁾。各ステーションにおいて移民は、ドイツ法に基づく医師の審査が義務化され、またアメリカの到着港での審査に合格しないと判断された者にはドイツへの入国を認めなかった。デイリングム委員会は当時、ドイツ、ロシア、オーストリアの三国に接する最も重要なコントロール・ステーションの1つと考えられたミスウォヴィツェ（Myslowitz）で調査したが、ここには移民の待合室や消毒施設、100人を収容する救急病院が完備されており、伝染病患者はここで治療と観察を受けた⁵⁶⁾。

1907年にアメリカへの入国が認められた119万9,566人のうち、おおよそ3分の1にあたる45万5,916人がドイツのコントロール・ステーションを経由した。出港を止められた1万1,814人のうち90%はトラコーマや角膜の炎症が理由であったが、そのため審査を通過した移民の健康状態は極めて良好であった。表2は、各ステーションで出港を差し止められた移民の数である。プレーメンでは1892年にコレラが発生して以来、アメリカ領事に雇われた医師による健康診断や眼科医による診察が行われ、移民の数が多

い場合には船医や研修医も審査に加わった。出港前の最終審査にはアメリカ領事もしくは副領事、警察立ち合いのもと、すべての移民が予防接種を受けた。こうした厳しい審査の結果、1907年12月31日までの13か月間に3,178人がブレイメン港で、8,110人はブレイメンのコントロール・ステーションで出国を拒否された⁵⁷⁾。このようにコントロール・ステーションの審査は、入国資格を満たさない多くの東南欧系移民の入国を事前に阻止する機能を果たしていたのである。

表2 ヨーロッパの港及びコントロール・ステーションにおける出国拒否者数とその内訳（1906年12月1日～1907年12月31日）

| 港・コントロール・ステーション | 合計 | Number rejected for — | | | | Per cent rejected for — | | | |
|-----------------|--------|-----------------------|------------------|-------|------------|-------------------------|------------------|------|------------|
| | | トラ コーマ | その他 の目の 疾患 | 黄癩 | その他 の理由 | トラ コーマ | その他 の目の 疾患 | 黄癩 | その他 の理由 |
| ブレイメン: | | | | | | | | | |
| コントロール・ステーション | 8,110 | 3,998 | 3,099 | 426 | 587 | 49.3 | 38.2 | 5.3 | 7.2 |
| 港 | 3,178 | 1,571 | 1,129 | 34 | 444 | 49.4 | 35.5 | 1.1 | 14.0 |
| グラスゴー | 40 | 26 | 0 | 0 | 14 | 65.0 | 0.0 | 0.0 | 35.0 |
| ハンブルク: | | | | | | | | | |
| コントロール・ステーション | 3,234 | 1,768 | 1,017 | 240 | 209 | 54.7 | 31.4 | 7.4 | 6.5 |
| 港 | 2,694 | 2,343 | | 324 | 27 | 87.0 | 0.0 | 12.0 | 1.0 |
| ル・アプール | 340 | 147 | 22 | 8 | 163 | 43.2 | 6.5 | 2.4 | 47.9 |
| リバウ | 654 | 489 | 1 | 102 | 62 | 74.8 | 0.2 | 15.6 | 9.5 |
| リバプール | 938 | 814 | 21 | 26 | 77 | 86.8 | 2.2 | 2.8 | 8.2 |
| メッシーナ | 194 | 189 | 0 | 0 | 5 | 97.4 | 0.0 | 0.0 | 2.6 |
| ナポリ | 10,224 | 5,116 | 3,019 | 576 | 1,513 | 50.0 | 29.5 | 5.6 | 14.8 |
| パレルモ | 2,368 | 938 | 1,244 | 0 | 186 | 39.6 | 52.5 | 0.0 | 7.9 |
| パトラス | 1,174 | 1,052 | 0 | 0 | 122 | 89.6 | 0.0 | 0.0 | 10.4 |
| クリーンズタウン | 124 | 84 | 22 | 0 | 18 | 67.7 | 17.7 | 0.0 | 14.5 |
| ロッテルダム: | | | | | | | | | |
| コントロール・ステーション | 535 | 464 | 0 | 60 | 11 | 86.7 | 0.0 | 11.2 | 2.1 |
| 港 | 303 | 234 | 0 | 66 | 3 | 77.2 | 0.0 | 21.8 | 1.0 |
| トリエステ | 118 | 50 | 48 | 10 | 10 | 42.4 | 40.7 | 8.5 | 8.5 |
| 計 | 34,228 | 19,283 | 9,622 | 1,872 | 3,451 | 56.3 | 28.1 | 5.5 | 10.1 |

出典：Immigration Commission, Vol.4, p.124より作成。

2-3 ロシア帝国

ロシア帝国では、伝統的に人口の増加を移民、とりわけドイツやオラン

ダ、朝鮮、中国からの移民に頼ってきた。エカチェリーナ2世の時代にはサンクト・ペテルブルグに特別の外国人保護局を創設し、そこに毎年20万ルーブルを支給してロシアに移住してくる外国人を援助するようになった。移民には数年間、納税・兵役義務を免除する特権を与えるなどして人口の増加に努めたのである。その結果、1857から1890年までのロシアへの移民は約30万人となり、そのうち60%以上はドイツ人が占めた。その後、ペルシャ地域やアジアからの移民が急増し、とりわけ朝鮮人・中国人移民は、ロシア極東の農業の発展に寄与した。ロシア政府は、これらの移民を最も安価な労働力とみていたが、他方で多数の移民労働力の導入によってロシア人労働者の賃金や労働条件が悪化し、多くのロシア人労働者が工業部門から締め出されることになった⁵⁸⁾。また、もともとポーランドにいたユダヤ人が18世紀末のポーランド分割によってロシア、オーストリア、プロイセンの三国に編入されたことにより、ロシア帝国領土内にはユダヤ人が増加するようになった。

その一方で19世紀末から20世紀初頭にかけて、約150万人ものロシア人移民がアメリカに移住したことも見逃すことは出来ない。1899から1910年にかけてロシア帝国からの移民の43.8%はユダヤ人が占め、次いで27.0%がポーランド人、ロシア人は4.4%であった。ロシア帝国からの移民の中心はユダヤ人強制集住地域 (the Pale) より貧困やポグロム (ロシア民衆によるユダヤ人迫害運動) から逃れようとしたユダヤ人であった⁵⁹⁾。彼らの多くはニューヨークやペンシルヴェニアなどの工業都市へと向かい、賃金労働者として衣服産業等に従事した。

先も指摘した通り、多くのロシア人移民はドイツ経由でアメリカを目指した。彼らが主に利用したのはドイツやイギリスの船であり、彼らにはドイツを通過して港まで到着するまでの手配が必要であった。その際に重要な役割を担ったのが渡航斡旋業—多くの場合非合法の業者であった—であり、彼らが乗船切符のみならず旅券の獲得や密入国の手助けを行ったの

である⁶⁰⁾。ロシア政府は原則として出移民を禁止しており、こうした斡旋業者の活動には強い懸念を示していた。もっとも、ロシア帝国の人口の83%は貧困な小作農であり、加えて不平等な土地分配や貧弱な教育機関、農業以外の雇用がほとんど欠如するなどの問題を抱えており、出移民の増加を避けることはできない状況にあった。ロシア政府は非合法移民をなくすために武装兵が国境警備にあたり、正規の出入国の検査地点以外から出国しようとする者には容赦なく発砲するなどの強硬手段に出ているものの、大きな成果を挙げることはなかった⁶¹⁾。

このため1880年以降、200万人以上の移民がアメリカに移住したとされている。移民の大半を占めたユダヤ人に対する激しい反ユダヤ主義や土地所有の禁止、さらにボグロムや集団暴力など、経済的理由以外からも移住が促進されたからである。とりわけボグロムの影響は大きく、1905年10月から1906年末にかけて661の町で985人が殺され、未亡人となった女性は387人、孤児は177人であった⁶²⁾。ロシアの悲惨な社会経済的な状況が多くのロシア系ユダヤ人の移住を促進し、その多くはアメリカに活路を見出したのである。

2-4 オーストリア・ハンガリー帝国

オーストリア・ハンガリー帝国で唯一、大西洋横断航路を持つ港湾都市はトリエステであった。オーストリア、ハンガリー、ロシア、バルカン諸国出身の移民がここからアメリカへと渡った。しかし1906年4月に3隻のオーストロ・アメリカ社 (Austro-Americano) がニューヨークに運んだ1,610人の移民のうち514人はトリエステに送還されるなど、アメリカでは多くの入国拒否者を出した⁶³⁾。これを受けてオーストリア政府は、移民に対する健康証明書の提出を義務付け、さらに眼や皮膚の検査を実施するなど厳しい出国審査に乗り出した。この結果、1906年5月から6月にニューヨークへ向かった1,156人のうち、入国を拒否されたのは僅かに2人とな

り、アメリカで入国を拒否される移民の数が大幅に減少したのである⁶⁴⁾。このように再編されたオーストリアの移民審査制度では、在外アメリカ領事に出国の決定権が付与され、この決定を汽船会社が覆すことはなかった⁶⁵⁾。

1867年のアヴスグライヒ（妥協）によってオーストリア＝ハンガリー二重君主国の東半分となったハンガリー王国では、人口流出を懸念して20世紀初頭に出移民の規制を始めた。1903年移民法では、兵役義務対象者、15歳以下の子供を残して渡航する親、所持金を有しない者、渡航費を前借する者の移民を禁じ、また移民斡旋人・業者の活動を制限し、政府が指定する業者・汽船会社が従事することを定めた。しかし同法は実際には効果を発揮せず、その後も旅券の不携帯者、無資格の斡旋人・業者の手引きによる移民が絶えることはなく、非合法的な移民斡旋業者を利用して移民をアメリカに送り込んでいた。実際に移民によるアメリカからの送金や持ち帰る資金は国内農村部の経済を活性化させており、移民が移民送出国にもたらした経済的厚生は大きかったのである⁶⁶⁾。

1904年、ハンガリー政府はハンブルクをモデルにフィウメ（現クロアチアのリエカ）において移民審査を開始した。このために30万ドルをかけて移民基地が建てられ、船医による徹底的な審査が行われた。ここで乗船を拒否されたのは、トラコーマや結膜炎、白内障などの眼疾患者、黄癬や白癬といった皮膚疾患者、ヘルニア患者や結核患者に加えて、妊婦や貧困者、そして高齢者であった⁶⁷⁾。ディリンガム委員会が調査を行ったカッシャでは、かつて市警察局が管轄していた移民審査は州国境警察へと移っており、いっそう厳しい取り締まりが行われていた。1906年の1年間でカッシャに到着した移民希望者9,489人のうち262人が出国を拒否されたが、1907年になると僅か5か月の間に移民希望者6,526人のうち207人が出国を拒否された⁶⁸⁾。こうした厳しい出国審査の効果もあり、南ヨーロッパの中でフィウメは、アメリカの到着港で入国を拒否される移民の数が最も少ない移民出

発港の1つとなった。ディリンガム委員会はハンガリー政府による移民管理と法律の施行を高く評価した⁶⁹⁾。

2-5 ギリシャ

1819年から1910年までアメリカへのギリシャ人移民は18万6,204人であったが、これはヨーロッパ移民全体(2,552万8,410人)の僅か0.7%に過ぎない。しかしその9割までが1901年以降に渡米したこと、圧倒的多数が単身の男性であったため、彼らは典型的な新移民であるとみなされた⁷⁰⁾。移民の多くは国内の産業の後進性と低賃金から逃れて、財産を築くために大西洋を渡ったのである⁷¹⁾。

出移民の存在は、様々な形でギリシャの国内経済に影響を与えた。人口流出による労働力供給の減少は、国内で相対的な賃金上昇を引き起こし2倍近く上昇した地域があった一方で、女性労働力を導入し労働力不足の解消を目指す地域もあった。内務省によると移民による国内への送金額は年間4,000万マルク(約800万ドル)であり、その4分の3はアメリカからであった。金利は10%~15%から6%~8%に低下し、またドラクマ紙幣の対ドル為替レートは10年前の160から108にまで低下した。移民のもたらす外貨は、ギリシャ国内の経済に大きな好影響を及ぼしたのである⁷²⁾。また帰国者がアメリカ文化を持ち込んだことにより、公立学校の普及や生活水準の向上に結びついた側面もあり、ギリシャ政府は祖国に送金し最終的には帰国する移民を好意的に捉えていた⁷³⁾。とはいえ、ギリシャ人移民の帰国者の数は必ずしも多くはなかった⁷⁴⁾。この段階ではギリシャ人移民の多くは十分な貯蓄をしておらず、祖国への帰還運動に至っていなかったからである⁷⁵⁾。

ギリシャでは汽船会社の運営する医師審査が行われていた。港湾都市パトラスからアメリカへの直行便の乗客は1904年の13人から1905年には429人、1906年には7,921人、そして1907年には2万1,207人へと激増した。オー

ストロ・アメリカ社はギリシャ、マケドニア、小アジア、エーゲ海諸島の移民をアメリカに運んでいたが、1906年には300人以上の移民がアメリカ入国を拒否された⁷⁶⁾。これを受けて汽船会社は、医師をアメリカに派遣して移民審査の研究をさせたほか、国内に40の代理業者を立てるなどして組織的な審査制度を整備した。これにより移民は、出港日のみならず乗船切符の購入時にも審査が要求されるなど、ディリンガム委員会のいう「理論的にも実践的にも最高の審査制度」となり、アメリカの港で入国を拒否されるギリシャ人移民の急激な減少に寄与したのである⁷⁷⁾。もっともギリシャにおいても他の国と同様に不正入国は後を絶たず、ディリンガム委員会のベネットは審査の過程でアメリカ当局を見張り役にすることを求めるなど、課題を残していた⁷⁸⁾。

2-6 北西欧諸国

最後に北西欧諸国における移民審査にも触れておきたい。すでに世紀転換期には北西欧諸国からアメリカへの移民は少なく、イギリスやフランスなど、かつての移民送出国はすでに受入国へと転じていた。これら移民受入諸国の出入国管理制度にはどのような特徴が見られたのであろうか。

1880年代にロシアや東欧からユダヤ人難民がロンドン東部に集中し、国内の社会的緊張が高まると、それまで自由主義的な政策を採用していたイギリスにおいても政策の転換が図られた。1905年外国人法は、ユダヤ人難民の対策を検討した委員会の勧告に基づいて制定された国内最初の外国人法であった⁷⁹⁾。同法の主たる規定は、イギリスに入国した外国人が、入国後1年以内に救貧手当を受けた場合や、浮浪のとがめを負った場合、また過密状態から不衛生な生活をしていると判明した場合に、裁判や控訴手続きを経ずに彼らを国外追放にできるというものであり、その権限は内務大臣に付与された⁸⁰⁾。法律の制定過程においてイギリスの移民制限論者たちは、移民制限を肯定する根拠として先に制定されていたアメリカの移民制

限法を挙げており、アメリカの移民政策はイギリスの制度設計にも影響を与えていた⁸¹⁾。こうした移民政策の転換期において、港湾都市リバプールの移民審査にも変化が現れた。

東南欧移民のなかには、イギリスの港湾都市を経由してアメリカへと渡る者が多かった。移民たちは汽車でリバプールまで行き、そこから乗船したのであるが、多くの場合そのほうが安かったからである。貧困な新移民たちはイギリスに上陸し、乗船切符を購入するだけの金を稼いでからアメリカ行きの船に乗った⁸²⁾。リバプールに到着した移民は衛生的な宿泊施設に通され、医師の診察を受けた。ここでは相当数の移民が出国を認められずに帰国を命じられた。この審査を通過した移民は出港の数時間前に船に乗り込み、汽船会社の雇った医師と船医、イギリス商務省に委託された医師による最終審査を受け、在外アメリカ領事から検査票が手渡されると出港が認められた⁸³⁾。アイルランドにおいてもイギリスと同様の審査体制が採用された。リバプール経由でクイーンズタウン港に寄港した汽船においてアイルランド移民は、アメリカ領事やその代理人立ち合いのもとイギリス商務省の医師による診察を受けた。伝染病の流行時には、乗客は必要に応じて予防接種を受け、荷物の除染も行われた。しかしクイーンズタウンでは眼や頭部の審査もなく、第3船客が乗船しようとする際に医師は単に通路に立って通過するのを見ていただけであった。ディリンガム委員会の報告書によれば「全体的にみるとクイーンズタウンの審査はディリンガム委員会の見るところおざなりという印象をうけた。それは、東南欧の港と比べて徹底的な医師審査の必要性はなかった⁸⁴⁾」からである。またノルウェーのクリスティアニアやデンマークのコペンハーゲンなどの各港湾都市においても僅かな医師審査が行われていただけであったが、ここからアメリカに向かった移民で入国を拒否された者はほとんどいなかった⁸⁵⁾。

他方でフランスでは、19世紀以来、出生率が低下を続け人口増加に歯止めがかったために、近隣のヨーロッパ諸国から大量の移民労働者を受け入

れてきた。19世紀にはベルギーからの移民が流入し、その後イタリア人移民が急増した。1907年のパリ警視総監報告によれば、建設業労働者の20%はイタリア、ベルギー人移民が、解体業労働者の40%、製糖工場やガラス工業の40%から50%はイタリア人移民が占めるほどであった⁸⁶⁾。この時期のフランスはアメリカ大陸への移民を輩出した他のヨーロッパ諸国とは異なり、一貫して移民受入国であった⁸⁷⁾。

フランスでは1861年5月21日の法令により、すべての移民船に対してフランス移民長官の任命した医師による審査が義務付けられた。ディリンガム委員会が調査を行った時期にシェルブールでは2名の医師が配属されており、審査は波止場近くの待合室にて出港直前に行われた。審査それ自体は形式的なものであり、ほとんど拒否者がでることはなく、その後移民は船医によるトラコーマや黄癬の診察を受けた。イギリスの海運業者ホワイト・スター・ライン社の記録によれば1907年6月1日から1908年9月30日にかけて2等客船客では1名、3等客船客の66名が出国を拒否され、またアメリカン・ライン社の1903年から1908年までの5年間の記録によれば950名が出国を拒否されている⁸⁸⁾。ル・アーヴルでも出港直前に在外アメリカ領事立ち合いの下、頭皮や皮膚の状態が審査された。ここでは医師審査に加えて、移民の荷物も調べられ、それが伝染病流行地域からのものであれば審査と消毒とがアメリカ検疫法に基づいて厳格に行われた⁸⁹⁾。

その一方で、地中海・黒海地域からアメリカへの移民の中継地点であるマルセイユは特殊な状況下に置かれた。マルセイユは「汚く、無知でまるで畜牛のような生活」をしているとみなされたシリア人やトルコ人、東南欧系移民の「仮収容所」のような状態であった。汽船会社は正規ルートでは上陸許可の下りないレバノン移民をメキシコ経由でアメリカに連れていった。しかし、マルセイユにおいても医療当局の許可を得ずにアメリカに向かうことはできず、すべての人が予防接種と身体検査を受けた。また病気の疑いのある者は二次審査に回され、アメリカの検疫を通過しないと

判断された者は乗船することが出来なかった。このためディリンガム委員会は地元当局による協力体制の審査を高く評価していた。北西欧諸国からアメリカへ渡る移民数が多くなかったこと、また懸念された東南欧移民の主要な送出国でなかったことから、東南欧諸国の審査に比べてディリンガム委員会の関心は低かった。それでもこうした地域が厳格な移民審査手続きを行っていたことから、ディリンガム委員会は北西欧諸国における移民審査の過程を高く評価していた。

以上のように、世紀転換期のヨーロッパ諸国政府は国際的な人の移動が活発となったことによって生じた様々な問題に対処する必要性に迫られた。ヨーロッパ各地で自国の利益とならない者を入国させないよう、移民の出入国審査には大きな進展が見られたが、その際にディリンガム委員会が発見したことは、移民審査におけるアメリカ当局の役割の大きさであった。多くの場合ヨーロッパからの移民の最終目的地はアメリカであった。そのために、アメリカで自国の移民が入国を許可されるよう各国政府はアメリカ当局の手を借りて、出入国管理を強化したのであった。次節では、現場の移民審査官の主張を取り上げて世紀転換期アメリカの求めた移民の入国管理政策を明らかにする。

第3節 移民審査の現場の声ー在外アメリカ領事らの主張

前節までに確認した通り、ヨーロッパの主要な出発港やコントロール・ステーションで実施されていた移民審査におけるアメリカ当局の役割は大きかった。本節では、移民審査官である在外アメリカ領事の主張を整理することによって、現場で求められていた移民審査のあり方や問題点を明らかにする。

表3は、大西洋岸港湾都市別の輸送移民数とアメリカにおける入国拒否者数（比率）、そして移民審査の実施主体を示したものである。ディリンガム委員会も指摘する通り、ヨーロッパにおける移民審査の実施方法は実

表3 大西洋岸諸港別の移民輸送者数及び入国拒否者数（比率）⁹⁸⁾と審査主体（1907年1～3月、7～9月）

| 乗船港 | 輸送者数 | 入国拒否者 | 拒否者率(%) | 審査主体 |
|----------|---------|-------|---------|------------------------------------|
| アントワープ | 28,267 | 50 | 0.18 | 汽船会社に雇用された医師 |
| ブレーメン | 80,004 | 485 | 0.61 | アメリカ領事に雇用された医師 |
| シェルブール | 2,016 | 3 | 0.15 | 船医 |
| クリスティアニア | 1,764 | 3 | 0.17 | 衛生局の医師 |
| コペンハーゲン | 2,560 | 5 | 0.20 | 地方自治体の医師 |
| フィウメ | 22,085 | 37 | 0.17 | 汽船会社に雇われた医師（アメリカ領事の代行） |
| ジェノバ | 7,154 | 17 | 0.24 | 船医 |
| グラスゴー | 9,295 | 36 | 0.39 | 船医 |
| ハンブルク | 55,877 | 179 | 0.32 | 汽船会社に雇用された医師（眼科含む） |
| ル・アーヴル | 27,354 | 122 | 0.45 | 汽船会社に雇用された医師（眼科含む） |
| リバウ | 8,979 | 37 | 0.41 | 汽船会社に雇われた医師 |
| リバプール | 57,728 | 144 | 0.25 | 汽船会社に雇われた医師 |
| ロンドンデリー | 2,240 | 9 | 0.40 | 船医 |
| マルセイユ | 746 | 7 | 0.94 | 汽船会社に雇われた医師（眼科含む）と船医 |
| メッシーナ | 1,172 | 4 | 0.34 | 合衆国公衆衛生局及び海員病院局の代理医師 |
| ナポリ | 95,000 | 311 | 0.33 | 合衆国公衆衛生局及び海員病院局の役人 |
| パレルモ | 13,118 | 61 | 0.47 | 合衆国公衆衛生局及び海員病院局の代理医師 |
| パトラス | 6,296 | 36 | 0.57 | 汽船会社に雇われた医師 |
| ピレウス | 2,602 | 16 | 0.61 | 船医 |
| クリーンズタウン | 8,726 | 16 | 0.18 | 船医 |
| ロッテルダム | 17,291 | 62 | 0.36 | 汽船会社に雇われた医師（眼科含む）；アメリカ領事に雇われた医師；船医 |
| サウサンプトン | 9,193 | 23 | 0.25 | 船医 |
| トリエステ | 8,594 | 27 | 0.31 | 汽船会社に雇われた医師；船医；警察官；アメリカ領事 |
| 計 | 468,061 | 1,690 | 0.36 | |

出典：Immigration Commission, Vol.4, pp.121, 126より作成。

に多様であった。トラコーマを発見するために専門家を雇って、審査に数日間を要する港もあった一方で、数時間のうちに実施する簡素な寄航港もあった。23の港湾都市のうちアメリカ当局が審査主体であるのは7都市あり、その中にはナポリやブレーメンなど多くの移民をアメリカに送り出す港も含まれた。

多様な審査方法を持つヨーロッパの各港においてアメリカ当局の役割もまた一様ではなかった。現場で移民審査に携わる在外アメリカ領事はこう

した状況をどのように見ていたのか。ディリンガム委員会報告書には11名の在外アメリカ領事らアメリカ当局の主張が収録されているが、そのうち10名は無条件の承認ではないものの、国外の移民審査にアメリカ当局が関与することを概ね肯定的に捉えていた。

例えば、ナポリで合衆国公衆衛生局・海員病院局の医師助手を務めたマクラーリン (Allan J. McLaughlin) は、合衆国公衆衛生局・海員病院局が審査を担当するナポリの制度について、アメリカの港で移民が入国を拒否されることはなくなり、渡航の出費や時間を無駄にすることもなくなったと人道的観点から評価し、ヨーロッパの他の港でもこの方法を採用すべきであると主張した⁹⁰⁾。同様の指摘は、長年ナポリの副領事を務めたバイントン (Homer M. Byington) からもなされた。すなわち、「(現行の審査制度の効果とは一引用者) かつてニューヨークで身体障害を理由に入国を拒否されたおびただしい人の数を削減できるようになったことである。かつて一隻あたり10人～50人いた入国拒否者は、今や10人を超えることはなくなった⁹¹⁾」。一方でナポリの在外アメリカ領事クラウンシールド (Caspar S. Crowninshield) は「現在、合衆国公衆衛生・海員病院局の医師には主に汽船会社に助言を与える役割しかない」と不満を漏らした。クラウンシールド曰く、現在アメリカの審査員には、出国の認可を決定する権限が与えられていないために不利な立場に置かれているのであり、すべてのヨーロッパの港においてアメリカ当局にその権限を付与するよう要請したのである⁹²⁾。

前節でも述べた通り、イタリアの港では1・2等船客に対しては審査を課していなかったため、その結果として健康面や犯罪歴から審査を通過できないと判断した3等船客の乗客の一部には、領事審査を逃れるために高い乗船料金を支払って2等船客になりすます不正が横行していた。このためパルレモのアメリカ領事ビショップ (William H. Bishop) は、1・2等船客に対しても3等船客と同様の審査を実施すること、さらにその方法と

してアメリカの医療検査官がヨーロッパに駐在し、移民管理を行うことを提言したのである⁹³⁾。

かつての合衆国第三国務次官補で在ノルウェー合衆国大使を務めるパース (Herbert H. D. Peirce) によれば、3等船客の乗客の運賃は一人あたり30ドルだったのに対して、汽船会社の負担は10ドル程度であった。この高い利潤率は、汽船会社にリスクを負ってまで多くの移民を運搬しようとする根拠となり、その結果、病気の疑いのある者までアメリカに連れてきてしまったのであった。そのためパースは、国外の出港地においてアメリカ当局から権限を委譲された医師が移民審査を行う必要性を強調した。なぜならアメリカの法律では、外国港からアメリカに向かう船は領事もしくはその他のアメリカの役人の署名した健康証明書を提出する義務がある。そのため乗客の健康証明が正当かつ有効なものであるかを証明するには、アメリカ当局の認めた有能な医師が審査を行い、乗客の伝染病に関する確かな保証と責任を必要としたからである⁹⁴⁾。

その一方で在外アメリカ領事は、現行の審査制度の課題や改善点も併せて主張している。例えばバルセロナのアメリカ総領事ヒル (Frank D. Hill) は、現行制度では一人当たりの審査時間が短く、慎重な審査が出来ないばかりか、少しでも疑わしい乗客に対して船医が出国を拒否してしまうことを問題とした⁹⁵⁾。またメッシーナのアメリカ領事チェイニー (Arthur S. Cheney) は、トラコーマ以外の病気への対応が不十分であるとして、性病や皮膚病などの忌わしい病気の対策に力を入れる必要性を強調した⁹⁶⁾。

アントワープのアメリカ総領事でかつて6年間ブレーメンの在外アメリカ領事を務めたディーデリヒ (Henry W. Diederich) は100万人の移民審査を指揮した経験から、アメリカ海員病院局の医師の監督のもとで行う移民審査の実現可能性に懐疑的であった。その理由として、外国政府の承認を要するという点、また仮にそれが実現できたとしても、アメリカの医

師が地方自治体や外国人の同僚たちとの衝突なしに仕事をするのが困難であると考えたからであった。なぜならアメリカよりヨーロッパ大陸の先進国の方が医学は進んでおり、在外アメリカ領事には移民管理を一任できる外国人医師を任命する権限さえ与えていれば、現地で有能な医師を見つけることは難しいことではなかったからである。故にブレーメンの審査制度をヨーロッパにおける統一の基準にすることを求めたのであった。

ディーデリヒの主張はこれだけに留まらなかった。合衆国検疫法の規定によれば「アメリカに旅立つ前に乗組員や乗客、貨物を最高の衛生状態」にするために、すべての3等船客の乗客には出港前に予防接種を義務付けている。それにもかかわらず実際には多くの場合、予防接種は海岸ではなく船医が海上で行っており、それは船酔いに苦しむ移民によって苦痛だけでなく、しばしば適切に行われないうえに結果も満足のいくものではなかった。一方ブレーメンの予防接種においては、移民は腕から肩まで晒せるように、衣服を脱がねばならないため、腕を掴んだ医師はすぐに熱の有無を判断でき、実際にこのやり方でかなりの数の肺疾患やその他の病気の患者を発見していた⁹⁷⁾。このためブレーメンで行っているような出発港における予防接種の徹底を強く要請したのであった。いずれにしてもディーデリヒは、出発港と到着港における二重審査によって、病気の移民を発見する機能が格段に高まると考える点において、その他の論者と同様の意見を持っていた。

以上のようにヨーロッパの移民審査に関わるアメリカ当局の主要人物の主張をまとめると、ヨーロッパにおける出入国管理に関わる問題として、不正入国者対策や予防接種の適切な運用方法、トラコマ以外の病気への不十分な対応といった課題を抱えていたものの、多くの在外アメリカ領事が、これらを解決する糸口として移民審査に関するアメリカ当局の権限の拡大を求めていたと言える。またこれらの主張の背景には、すでに合衆国公衆衛生局・海員病院局に審査権限を与えているイタリアなどにおいて移

民審査が効率的に機能しているという先例が、アメリカ当局間で共有されていたからだと思われる。

終わりに

本稿では、ディリンガム委員会の調査報告書を主要な史料として世紀転換期アメリカの入国管理政策の展開について、同時代のヨーロッパの出入国管理政策との関連から検討してきた。ディリンガム委員会は、ヨーロッパにおける詳細な実地調査を通じて各国の出入国管理制度を丹念に調べ上げ、アメリカの制度設計に役立てようとした。

伝統的に自由開放的な政策を採用してきたイギリスがユダヤ人移民の流入をきっかけとして外国人法を制定させたように、また国内の外国人労働者の増大に伴って、彼らをいつでも追い出すことが可能な政策を採用したドイツのように、さらに自国の国民を保護する目的でパスポート法を成立させたイタリアのように、世紀転換期はヨーロッパ各国で出入国管理政策に転換が見られた時代であった。国境を超える人の移動が活発となって発生した外国人労働者の問題への対応から、また伝染病や感染症の拡大を防止しようとする目的から、各国は自国の利害に沿った形で様々な移民・外国人労働者の入国管理政策を導入したのである。その一方ヨーロッパ各国政府は、アメリカで自国の移民が入国を許可されるよう、アメリカ当局や汽船会社の手を借りて、出国管理を強化する必要にも迫られた。そして移民送出国側であるヨーロッパ諸国の社会経済的な状況や政府の意向は、受入国アメリカの移民政策にも影響を与えることになる。

なかでも移民の送出国、受入国ともに共通して取り組んだ政策が、移民の出入国審査の改善であった。19世紀末頃から、伝染病の流行を受けて高まった公衆衛生運動や医学的進歩によって、ヨーロッパ諸港における移民審査は大きく前進した。その方法は実に多様であり、イタリアのようにアメリカ当局の強い関与のもとで行う審査もあれば、ドイツのコントロー

ル・ステーションに見られるように、政府と汽船会社の協力体制の中で、不適切とされる移民の発見に力を注ぐところもあった。ヨーロッパ諸港で行われていた審査には場所や地域によって審査の内容や方法が異なるなど、必ずしも一貫性はなかったものの、輸送者数に比べて入国拒否者は驚くほど少なかった。これはヨーロッパにおける乗船前の移民審査が総じて効果的に機能していたことを表している。

国や地域によって様々な審査体系が見られたものの、デイリンガム委員会の言うようにヨーロッパの移民審査において在外アメリカ領事をはじめとするアメリカ当局の影響力は大きかった。その背景には、自国の移民がアメリカで入国を拒否されないようにヨーロッパ政府が移民の保護を目的として、アメリカ当局の助けを借りたという事情があった。すなわち、世紀転換期のアメリカが採用した入国管理制度に見られた最大の特徴とは、国外の移民審査へのアメリカ当局の関与であった。また不正入国の防止や伝染病の発見などを解決するための糸口として、移民審査の現場で共有されていた主張とは、アメリカ当局に審査に関する権限の更なる拡大を認めるというものであった。この現場の声が法律として実現するのは、在外アメリカ領事に移民審査の権限が付与される1924年移民法の制定を待たねばならない。この間、移民審査のあり方をめぐってどのような議論が行われたのか、とりわけ第一次大戦以降のパスポート・ビザ体制の導入との関わりから検討することが今後の課題となる。

注

- 1) 南北戦争前は州政府主導の移民規制が行われていたが、連邦政府による規制はとりわけアジア人労働者に対して行われ、1862年クーリー（苦力）貿易禁止法以降、次第に強化・拡大された。なお、包括的な連邦移民法が成立したのは1882年のことである。詳細については、加藤洋子『「人の移動」のアメリカ史—移動規制から読み解く国家基盤の形成と変容—』彩流社、2014

- 年、第7章、8章を参照。また、連邦移民法の思想的土台となったのは、19世紀に移民貧困層の強制送還を先導していたマサチューセッツの州外退去政策であった。詳細については、Hidetaka Hirota, “The Moment of Transition: State Officials, the Federal Government, and the Formation of American Immigration Policy”, *Journal of American History*, Vol.99, No.4, March 2013; 廣田秀孝 「「自己防衛の名の下に」—移民貧困層の州外強制退去と19世紀アメリカ移民政策—」『アメリカ研究』第48号, 2014年。
- 2) 本稿で使用する「入国管理政策」という用語は以下の明石純一の定義を用いる。「『誰を、どこから、どの水準で、いかなる条件で入国、在留、就労を認めるのか』を決定するさまざまなレベルでの政治的判断と法制度化、そしてその運用という不断のプロセスの総体」である。明石純一『入国管理政策—「1990年体制」の成立と展開—』ナカニシヤ出版、2010年、5頁。
 - 3) こうした視点に立つ近年の研究に、加藤『「人の移動」のアメリカ史』；貴堂嘉之『アメリカ合衆国と中国人移民—歴史のなかの「移民国家」アメリカ—』名古屋大学出版会、2012年などがある。
 - 4) 例えばトーピーは、欧米諸国を比較しながら、パスポートに代表される人々の移動を管理・掌握する諸制度の発展が近代国民国家の形成において決定的に重要な役割を果たしたと指摘する。John Torpey, *The Invention of the Passport: Citizenship and the State*, Cambridge: Cambridge University Press, 2000 [ジョン・トーピー、藤川隆男監訳『パスポートの発明』法政大学出版局、2008年]。
 - 5) 検疫制度の世界標準の形成の場となったのが1851年から1938年にかけて14回行われた国際衛生会議である。1903年に結ばれた国際衛生条約において検疫制度の統一化が行われ、医師検査の要素が強まった。詳細については、脇村孝平「健康の経済史とは何か—英領インドの飢饉・疫病と植民地開発(1871-1920年)—」『経済史研究』第7号、2003年；同「国際保健の誕生—19世紀におけるコレラ・パンデミックと検疫問題」遠藤乾編『グローバル・ガバナンスの最前線—現在と過去のあいだ—』東信堂、2008年、第8章；永田尚見『流行病の国際的コントロール—国際衛生会議の研究—』国際書院、2010年など。
 - 6) トーピー『パスポートの発明』、149-150、164頁。
 - 7) アメリカにおける公衆衛生政策と移民問題、とりわけエリス島の移民審査に焦点をあてた研究については、以下の文献を参照。Elizabeth Yew, “Medical Inspection of Immigrants at Ellis Island, 1891-1924”, *Bulletin of the New York Academy of Medicine*, 1980; Alan M. Kraut, *Silent Travelers: Germs, Genes, and the “Immigrant Menace”*, New York: Basic Books, 1994 [アラン・クラウト、中島健訳『沈黙の旅人たち』青土社、1997年]；Anne-Emanuelle Birn, “Six Seconds Per Eyelid: The Medical Inspection of

- Immigrants at Ellis Island, 1892-1914”, *Dynamis*, 1997; Howard Markel and Alexandra Minna Stern, “Which Face? Whose Nation? Immigration, Public Health, and the Construction of Disease at America’s Ports and Borders, 1891-1928”, *American Behavioral Scientist*, Vol.42 No.9, June/July, 1999; Howard Markel, ““The Eyes Have It”: Trachoma, the Perception of Disease, the United States Public Health Service, and the American Jewish Immigration Experience, 1897-1924”, *Bulletin of the History of Medicine*, Vol.74, No.3, Fall 2000; Amy L. Fairchild, “The Rise and Fall of the Medical Gaze: The Political Economy of Immigrant Medical Inspection in Modern America”, *Science in Context*, Vol.19, No.3, September 2006; Pascal James Imperato and Gavin H. Imperato, “The Medical Exclusion of an Immigrant to the United States of America in the Early twentieth Century, The Case of Cristina Imperato”, *Journal of Community Health*, Vol.33, April 2008; 平体由美「20世紀世紀転換期ニューヨーク市公衆衛生行政—細菌・他者・行政組織—」杉田米行編著『日米の社会保障とその背景』大学教育出版、2010年など。
- 8) 伊豫谷登士翁編『移動から場所を問う—現代移民研究の課題—』有信堂、2007年、22頁。
- 9) フェルプスによれば、国際的な人の移動の増加に伴って発生した様々な問題（国外在住の市民の主権をめぐる問題など）に対処する必要性から領事業務の改善が図られ、アメリカ領事に課せられる役割は拡大した。詳細については、Nicole Phelps, “State Sovereignty in a Transnational World: U.S. Consular Expansion and the Problem of Naturalized Migrants in the Habsburg Empire, 1880-1914”, *GHI Bulletin Supplement*, No.5, 2008を参照。
- 10) 20世紀初頭における移民の大量流入は、世論や議会において大きな関心を引き起こした。合衆国移民委員会は1907年移民法第39条によって設置された委員会であり、委員長ディリングガム（William P. Dillingham：共和、VT）の名をとって通称ディリングガム委員会と呼ばれる。U.S. Immigration Commission, *Reports of the Immigration Commission*, Washington, D.C.: GPO, 1911, 以下の脚注ではこの報告書をDillingham Commissionと略記する。
- 11) ディリングガム委員会は、識字テストの導入や不熟練労働者の排除、人頭税の値上げ、国籍を基礎とした移民制限を強く推奨し、その結果1917年には識字テスト条項を含んだ移民法が制定された。川原は同法について「1952年移民法が制定されるまで合衆国移民法の核心と称されるものであり、合衆国の外国人の出入国管理にその金字塔を打ち立てた法典である」と評価する。川原謙一『アメリカ合衆国における外国人出入国管理の実証的研究』法務研修所、1956年、30頁。
- 12) Isaac A. Hourwich, *Immigration and Labor: The Economic Aspects of*

- European Immigration to the United States*, New York: G. P. Putnam's Sons, 1912; James S. Pula, "American Immigration Policy and the Dillingham Commission", *Polish American Studies*, Vol.37, No.1, Spring, 1980; 上野継義「世紀の転換期における米国の移民労働者問題」(1)(2)『中央大学商学論纂』25巻6号、26巻1/2号、1984年；山田史郎「移民委員会報告第38巻『移民の体型変化』—20世紀初頭の移民問題とフランツ・ボアズの人類学—」『同志社アメリカ研究』第26巻、1990年など。
- 13) Robert F. Zeidel, *Immigrants, Progressives, and Exclusion Politics: The Dillingham Commission, 1900-1927*, DeKalb: Northern Illinois University Press, 2004, p.5.
- 14) 上野「世紀の転換期における米国の移民労働者問題」(2)、167-168頁。近年ではこうした資料的価値に着目し、後者を利用した研究も進んでいる。例えば、連邦統計制度とヨーロッパ移民の人種の区分の関連については、Joel Perlmann, "Race or People": Federal Race Classifications for Europeans in America, 1898-1913", *Levy Economics Institute Working Paper*, No.320, January 2001; "Views of European Races among the Research Staff of the US Immigration Commission and the Census Bureau, ca. 1910", *Levy Economics Institute Working Paper*, No.648, January 2011がある。報告書第36巻『移民と犯罪』を用いて、当時の移民の犯罪率がネイティブのそれと比較しても高いものでなかったと主張するのは、Carolyn Moehling and Anne Morrison Piehl, "Immigration and Crime in Early 20th Century America", *NBER Working Paper Series*, November 2007である。また、ディリンガム委員会報告書に掲載された請負契約書を取りあげて、パドローネ制度の機能を明らかにした研究に片山一義「アメリカにおける労働者供給業の形成と展開—パドローネ制度についての一考察—」『札幌学院商経論集』第25巻3/4号、2009年；同「アメリカにおける労働者供給業と労務請負制度：パドローネ制度の機能と特質」札幌学院大学総合研究所『札幌学院大学経済論集』第2号、2010年がある。
- 15) 本史料を用いた研究には、外国人契約労働者の問題に注目した、大塚秀之「世紀転換期のアメリカ合衆国における外国人契約労働者問題」神戸市外国語大学研究所『研究年報』第19号、1981年や、ロシアのユダヤ人がアメリカへと移住した背景について考察した野村達朗「ロシア・ユダヤ人のアメリカ移住の社会経済的背景—アメリカ労働者階級形成の一局—」『愛知県立大学外国語学部紀要』第19号、1987年などがある。ディリンガム委員会の再評価を行ったザイデルも同史料を利用しているが、ヨーロッパ諸国の出入国管理政策におけるアメリカ当局の役割を十分に評価してはいない。Zeidel, *Immigrants, Progressives, and Exclusion Politics*, pp.51-68.
- 16) ラティマーの死後、上院議員マクラーン (Anselm J. McLaurin：民主、

- MS)、さらにマクラーリンの死後、パーシー (LeRoy Percy : 民主、MS) に引き継がれた。
- 17) 9人のうち、人道的・経済的立場から移民制限に反対したのは、ベネットただ一人である。Oscar Handlin, *Race and Nationality in American Life*, Boston: Little, Brown, 1948, pp.100-101 ; 山田「移民委員会報告第38巻『移民の体型変化』」、42頁。
 - 18) その際の各人の調査担当地域は以下の通りである。ディリンガムとホリーラーは、オーストリア、ハンガリー、ロシアを、ラティマーとバーネットは北イタリア、フランス、ドイツ (ドイツの港とコントロール・ステーション) を、ハウエルとベネットはギリシャ、トルコ、小アジア、バルカン諸国を担当した。ハウエルはその後、北イタリア、フランス、ドイツ班に任命されて、その小委員会はイングランド、アイルランド、スコットランドを担当範囲に加えた。Dillingham Commission, Vol.4, pp.3-4.
 - 19) Dillingham Commission, Vol.1, p.166.
 - 20) 州レベルでは伝染病に罹った船員や乗客への対応はより早くから行われており、例えばニューヨークでは1758年に伝染病流入・拡大を防ぐ法律が制定された。南北戦争以降、連邦法による入国管理が行われてくるが、これはニューヨークに見られるように、植民地時代の経験が土台になっていた。詳しくは、加藤『「人の移動」のアメリカ史』、第6章。
 - 21) 加藤『「人の移動」のアメリカ史』、156-157頁。
 - 22) 契約労働者には東南欧移民が多かったことから、法案の審議過程において、東南欧移民の不熟練労働者がアメリカにおける労働者の賃金低下の原因となっている点が強調されて外国人契約労働者制度は廃止された。詳しくは、大塚「世紀転換期のアメリカ合衆国における外国人契約労働者問題」を参照。
 - 23) 同法では、法律に違反してアメリカに在留するすべての外国人の退去を命ぜると共に、1885年の契約労働法に違反して上陸した外国人で、その在留が1年以内の者を収容し、本国へ送還する権限を財務長官に与えた。新井信之「米国退去強制法の史的展開と外国人の排斥—1952年移民・国籍法制定の背景についての憲法的考察—」香川大学法学会編『現代における法と政治の探求』成文堂、2012年、8頁。
 - 24) 同法のいま一つの特徴は、入国後1年以内ならば、入国前に存在していた原因によって「公共の負担」になった者を、法律に違反したとして、いつでも国外へ追放できるとした点にある。これは入国後の行為を退去強制の理由とした最初の法律であった。新井「米国退去強制法の史的展開と外国人の排斥」、11頁。
 - 25) Dillingham Commission, Vol.4, p.70.
 - 26) 移民基地への個々の到来者の健康証明を扱った連邦の医師は合衆国海員病院局に属しており、この局は1902年以後、合衆国公衆衛生・海員病院局と名

- 前を変え、1912年にU.S. Public Health Service (PHS=合衆国公衆衛生総局)となった。クラウト『沈黙の旅人たち』、92頁。なおPHSの歴史についてはRalph C. Williams, *The United States Public Health Service*, Washington, D.C.: GPO, 1951を参照。
- 27) 1880年には伝染病に対する海上隔離法、コレラの侵入を予防するために隔離規則を制定した。藤田伍一「アメリカにおける公衆衛生の展開過程」『一橋論叢』、第94巻第3号、1985年、326頁。
 - 28) 1899年から1900年の冬にかけて合衆国海員病院局の職員はそれぞれ、ロンドン、リバプール、グラスゴー、クイーンズタウン、サウサンプトン、ル・アーヴル、マルセイユ、ハンブルク、ブレーメン、アントワープ、ロッテルダム、ナポリ、ジェノア、バルセロナ、カディスのアメリカ領事館に勤務していた。この取り組みは、ヨーロッパ各地の伝染病の流行に乗じて行われるようになったため、伝染病の解消とともに1900年の夏までにその多くがリコールされた。Dillingham Commission, Vol.4, p.76.
 - 29) Dillingham Commission, Vol.4, p.77.
 - 30) Dillingham Commission, Vol.4, p.70.
 - 31) Dillingham Commission, Vol.4, p.72.
 - 32) 危険な伝染病と診断され、医学的理由から退去を命じられたのは1897年には1人であったのが1898年には258人に急増している。また1891年から1898年までエリス島において診察をする医師は2人だったが、聴診、触診、視力など診察内容の増加に伴って1902年には4人、1910年には7人、1914には11人へと増員されている。Yew, "Medical Inspection of Immigrants", pp.494-496.
 - 33) その理由についてマーケルとスターンは、第1に合衆国公衆衛生局の役人は移民局に対して助言は出来るものの、移民の入国を拒否する権限が連邦議会から与えられていないこと、第2にマイノリティ支援団体による活動、そして第3にヨーロッパ移民の市民的地位がアジア系等に比べて安全であったと説明している。Markel and Stern, "Which Face? Whose Nation?", pp. 1319-1320.
 - 34) 1904年28,400ドル、1905年27,300ドル、1906年24,300ドル、1907年37,200ドル、1908年26,700ドル、1909年27,400ドル、1910年29,900ドルである。
 - 35) Dillingham Commission, Vol.4, p.74.
 - 36) 山田史郎他著『近代ヨーロッパの探求 移民』ミネルヴァ書房、1998年、10頁。
 - 37) 19世紀末にヨーロッパを襲った長期不況の波がイタリアにも波及し、移民は山間・丘陵地域から平野部にも拡大した。平野部の農業労働者たちは山間・丘陵地域の移民と比較して、移民先に永住することを前提として家族全体で移動する人々が相対的に多かった。世紀末から20世紀初頭にかけて移民

数は地域を問わず急増したが、特に増加が著しかったのはシチリアを中心とした南イタリアであった。北村暁夫「イタリアからの移民」駒井洋監修、江成幸編『ヨーロッパ、ロシア、アメリカのディアスポラ』明石書店、2009年、236頁。

- 38) Zeidel, *Immigrants, Progressives, and Exclusion Politics*, p.53.
- 39) Zeidel, *Immigrants, Progressives, and Exclusion Politics*, p.54.
- 40) Zeidel, *Immigrants, Progressives, and Exclusion Politics*, p.55.
- 41) トーピー『パスポートの発明』、165頁。
- 42) Dillingham Commission, Vol.4, p.120.
- 43) Dillingham Commission, Vol.4, p.116.
- 44) Dillingham Commission, Vol.4, p.117.
- 45) 近藤潤三『ドイツ移民問題の現代史—移民国への道程—』木鐸社、2013年、39-40頁。
- 46) 柴田秀樹「19世紀前半の北西ドイツからアメリカ合衆国への海外移民—連鎖移民の成立と社会的意義—」中央大学経済学研究会『経済学論纂』第37巻、第3・4合併号、1997年、108-120頁。
- 47) Klaus J. Bade, *Migration in European History*, Oxford: Blackwell Publishing, 2003, p.94.
- 48) 田所昌幸「国際人口移動と国家によるメンバーシップのガバナンス」遠藤乾編『グローバル・ガバナンスの歴史と思想』有斐閣、2010年、209頁。
- 49) 近藤『ドイツ移民問題』、45-50頁。
- 50) ウルリッヒ・メーワルト「ドイツからの人間の移動」駒井、江成編『ヨーロッパ、ロシア、アメリカのディアスポラ』、228-229頁。
- 51) 田所「国際人口移動と国家によるメンバーシップのガバナンス」、210頁。
- 52) Katja Wüstenbecker, “Hamburg and the Transit of East European Emigrants”, in Andreas Fahrmeir, Olivier Faron and Patrick Weil, *Migration Control in the North Atlantic World*, New York: Berghahn Books, 2003, pp.228-229.
- 53) ブリンクマンは、1880年代にドイツ＝ロシア・ドイツ＝オーストリア国境で疑わしき移住者の渡航を拒否していたことは「遠隔の国境管理」の事例であり、とりわけドイツの汽船会社が重要な役割を果たしたと指摘する。コントロール・ステーションについては、Tobias Brinkmann, “Travelling with Ballin: The Impact of American Immigration Policies on Jewish Transmigration within Central Europe, 1880–1914”, *International Review of Social History*, Vol.53, Issue 3, December 2008, pp.459-484を参照。
- 54) 野村達朗『ユダヤ移民のニューヨーク』山川出版社、1995年、56-58頁。
- 55) 国境付近で審査されなかった移民に対してはベルリン近くのステーションで審査が行われた。Dillingham Commission, Vol.4, p.95.

- 56) もっとも、移民の側からするとステーションの状態は必ずしも良好であったとは限らない。3等船室の宿泊施設を調査するために自身がオーストリア移民として変装したヘルクナー (Anna Herkner) の報告によれば、ステーションの状態は極めて非人道的なものであり、案内係は酔っぱらっており、壁は害虫で一杯になっていた。Zeidel, *Immigrants, Progressives, and Exclusion Politics*, p.59.
- 57) 1万1,288人はヨーロッパのなかで最多である。なおプレーメンに次ぐのが、ナポリの1万244人であった。Dillingham Commission, Vol.4, p.98.
- 58) 中村賢二郎「最近のロシア連邦の移民政策動向と移民法制資料 (1) — 新移民政策への転換の動向・現行労働許可手続・不法労働移民合法化のためのアムネ스티活動等—」『高松大学紀要』第45号、2006年、339-340頁。
- 59) 山内昭人「在米ロシア人移民労働運動史研究ノート (1)」『史淵』第148輯、2011年、39頁。
- 60) 野村『ユダヤ移民のニューヨーク』、52頁。
- 61) 実際には賄賂で不正に出国する者が後を絶たず、密入国を助ける非合法的なネットワークが形成されていた。移民の移動を支援するドイツのユダヤ人によって形成されたネットワークがあったからこそ、多くの東欧移民がドイツを経由したのである。野村『ユダヤ移民のニューヨーク』、54-56頁。
- 62) Zeidel, *Immigrants, Progressives, and Exclusion Politics*, pp.61-62.
- 63) Dillingham Commission, Vol.4, p.113.
- 64) Tibor Frank, “For the information of the President”: The US Government Surveillance Austro-Hungarian Emigration 1891-1907”, *Hungarian Journal of English and American Studies*, Vol.6, No.2, Fall, 2000, p.227.
- 65) Dillingham Commission, Vol.4, pp.112-113.
- 66) 山本明代『大西洋を越えるハンガリー王国の移民—アメリカにおけるネットワークと共同体の形成—』彩流社、2013年、71頁。
- 67) Tibor, “For the information of the President”, p.215.
- 68) Dillingham Commission, Vol.4, p.78.
- 69) Dillingham Commission, Vol.4, pp.92-93.
- 70) イタリア移民の男性の比率は77.9%、オーストリア・ハンガリーでも1820年から1910年では69.2%であった。Dillingham Commission, Vol.4, p.392.
- 71) Dillingham Commission, Vol.4, p.401.
- 72) Dillingham Commission, Vol.4, pp.412-413.
- 73) アメリカからギリシャへの郵便為替は1920年に409 (66,475フラン = 1万3,295ドル相当) から1万7 (1,734,967フラン = 34万6,993.40ドル) に増えている。Dillingham Commission, Vol.4, pp.397-398.
- 74) 1908年から1910年6月までの3年間に88,205人のギリシャ移民がアメリカ入国を認められたが、同時期の帰国者は2万1,852人に留まった。これは100

- 人の入国者のうち25人のみが帰国したことを示しており、これはすべての人種・民族の平均値32%よりも低かった。
- 75) Dillingham Commission, Vol.4, pp.414-415.
- 76) これを受けてトリエステに戻された移民たちが汽船会社の事務所を襲撃するという事件まで発生した。Dillingham Commission, Vol.4, p.107.
- 77) Dillingham Commission, Vol.4, pp.78-79.
- 78) Zeidel, *Immigrants, Progressives, and Exclusion Politics*, p.63.
- 79) 同法は、好ましくない外国人の入国そのものを拒否するとともに、不法入国者の「排除」と入国後に生じた新たな事由による「放逐」を「退去強制」という行政上の強制措置を担保する、今日みられる出入国管理法の原型を確立したものであった。中村義幸「イギリスにおける出入国・在留法の現状と課題」『明治大学社会科学研究所紀要』第28巻第1号、1989年、137頁。
- 80) Dietrich Thranhaltdt ed., *Europe-A New Immigration Continent: Policies and Politics in Comparative Perspective*, Munster: LIT Verlag, 1992 [D. トレンハルト編、宮島喬訳『新しい移民大陸ヨーロッパ―比較のなかの西欧諸国・外国人労働者と移民政策―』明石書店、1994年、155頁]。同法はイギリスの入国制限を強化するものであったが、これには反対も多く、出来上がった法律はかなり緩やかな内容にとどまった。田所「国際人口移動と国家によるメンバーシップのガバナンス」、212頁。
- 81) 齋藤翔太郎「19世紀末から20世紀初頭にかけてのイギリスにおける「外国人問題」の発生―1905年外国人法の前提として―」『社会経済史学』第79巻、第2号、2013年、105-106頁。
- 82) 野村『ユダヤ移民のニューヨーク』、58頁。
- 83) ヨーロッパ大陸で伝染病が流行した場合には、リバプールで少なくとも5日間は拘束され、その間毎日審査が行われた。Dillingham Commission, Vol.4, pp.85-87.
- 84) Dillingham Commission, Vol.4, pp.88-89.
- 85) Zeidel, *Immigrants, Progressives, and Exclusion Politics*, p.64.
- 86) Bade, *Migration in European History*, p.54.
- 87) 竹沢尚一郎「フランスにおける移民問題の複合性―サンパピエと移民第二世代の視点から―」竹沢尚一郎編『移民のヨーロッパ―国際比較の視点から―』明石書店、2011年、96頁。
- 88) Dillingham Commission, Vol.4, pp.90-91.
- 89) Dillingham Commission, Vol.4, pp.102-103.
- 90) Dillingham Commission, Vol.4, p.129.
- 91) Dillingham Commission, Vol.4, p.130.
- 92) Dillingham Commission, Vol.4, p.130.
- 93) Dillingham Commission, Vol.4, p.119, 130. バイントンも1・2等船客に対

する審査が行われないために伝染病が拡大するとして、汽船会社の乗客すべてを審査対象とすることを改善点として提案している。Dillingham Commission, Vol.4, p.130.

94) Dillingham Commission, Vol.4, p.132.

95) Dillingham Commission, Vol.4, pp.131-132.

96) Dillingham Commission, Vol.4, pp.130-131. 同様の主張はパースにもみられる。Dillingham Commission, Vol.4, p.132.

97) Dillingham Commission, Vol.4, pp.133-134.

98) アメリカの港で医学上の理由から入国を拒否された者の数とその割合を示している。